

# 社会福祉法人 高津学園 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 高津学園(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

## (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

## (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、交通費の実費を弁償する。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合
- (2) 監事が、監査を実施した場合

## (改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改案することができる。

## 附 則

1. この規則は、平成29年6月13日より施行する。